

地域集団回収の手引き



ごみ減量シンボルマーク
かーるちゃん

福岡市での資源物回収 1

報奨制度の対象となる
資源物回収活動 2

地域集団回収の進め方 3

紙リサイクルボックス
事業の進め方 5

地域集団回収等
報奨制度について 7

報奨金 申請の流れ 8

資源物の出し方 9



福岡市での資源物回収



みなさんの家庭から出されたごみはそのまま焼却・埋立処分されるのではなく、焼却の熱を利用して発電したり、鉄やアルミを選別・回収しリサイクルしたりすることで、資源・エネルギーの有効活用が図られています。

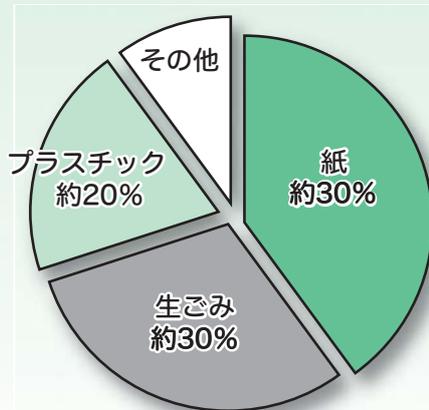
また、古紙・空き缶・空きびんなどといった資源物は、ごみとして捨ててしまうのではなく、種類ごとに分別し回収することで、より効率的にリサイクルしています。

福岡市ではこうした資源物のリサイクル活動を地域主体で実施しており、「地域集団回収等報奨制度」として支援しています。

地域集団回収では、同じ地域の人達が日時や集積場所を決め、資源物を持ち寄り、回収業者に回収を依頼する方法で資源物を集めています。

私たちが生活をしていくなかで最も身近な環境問題がごみの問題です。日々発生するごみを減らすためには私たち一人ひとりが行動していかなければなりません。

地域一丸となって環境にやさしい取り組みをはじめましょう。



福岡市の家庭から出る燃えるごみのうち、「紙」が全体の約30パーセントを占めています。

とくに、お菓子の空き箱やトイレトペーパーの芯、雑誌などの「雑がみ」は、資源物として回収・リサイクルが可能であるにもかかわらず、多くが燃えるごみとして捨てられています。

[福岡市の家庭から出る燃えるごみの内訳]

地域集団回収に取り組むメリット

- ① 地球環境の保全に役立つ
- ② ごみ減量・リサイクルにつながる
- ③ コミュニケーションづくりに役立ち、地域の連帯感が強まる
- ④ 地域に奉仕するボランティア意識が育つ
- ⑤ 地域における生きた環境教育・学習の場となる
- ⑥ 得られた報奨金は団体の活動に使用でき、地域に還元することができる



報奨制度の対象となる資源物回収活動



| | 地域集団回収 | 紙リサイクルボックス |
|------|--|--|
| 概要 | 町内会、子ども会、マンション管理組合などの地域主体で行う資源物回収活動 | 地域集団回収の補完として、市から貸与された保管庫を活用し資源物を回収する活動 |
| 実施場所 | 公民館、集会所、公園などを利用 (拠点を決めて住民が持ち出す方式と、団体や回収業者が各戸をまわって回収する方式がある) | 公民館、集会所、公園などに設置 |
| 報奨金 | 回収量 1kg当たり 5円 実施月 1月当たり 2,500円 | 回収量 1kg当たり 5円 ※週2日以上かつ週16時間以上開設した場合 管理費 年額 50,000円 (私有地設置) 管理費 年額 30,000円 (公有地設置) |



地域集団回収

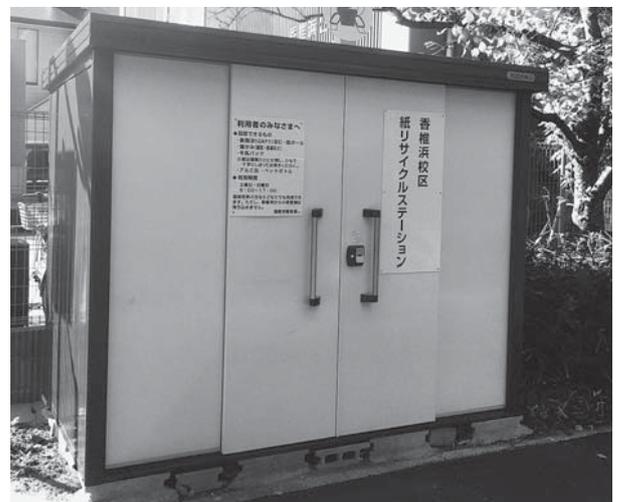


紙リサイクルボックス

【参考】校区紙リサイクルステーション

自治協議会などの校区団体が管理をしている、校区に1カ所の資源物回収拠点。

資源物回収に関する講座、校区内の地域集団回収や紙リサイクルボックスについての広報も担当しています。回収量に応じた報奨金に加え、管理運営経費や資源物回収促進経費などが条件に応じて支給されます。



校区紙リサイクルステーション



地域集団回収の進め方



地域集団回収は、町内会、子ども会、マンション管理組合など地域が主体となって行う資源物回収活動です。（※会社・事業所を実施主体とすることはできません。）

常設の保管ボックスを設置しなくても良いため、比較的取り組みやすいという利点があります。

1 目的をはっきりと

集団回収を始める前に、ごみ減量やリサイクルの大切さなど活動の目的をみんなで意思確認しましょう。また、報奨金の使い道はあらかじめ話し合っておきましょう。

2 役割分担を決める

一部の人に負担がかたよらないように分担を決めることが長続きのコツ

役員だけでなく団体全員で役割分担するようにしましょう。

回収日前日までの役割

連絡

回収業者、会員との連絡・調整をする。

広報

チラシ、ポスター、回覧板などでPRを行う。

回収日当日の役割

集積場所への運搬・整理・整頓・後かたづけ

各家庭を回って資源物を集め、集積場所まで運んだり、集積場所の資源物を品目別に整理・整頓する。
回収業者が回収した後、ごみなどをかたづける。

会計・記録

回収業者の発行する仕切書で回収量、売上金を確認し、収支を記帳し報告する。

報奨制度参加の役割

報奨金を受取るための手続き

福岡市地域集団回収等報奨制度に必要な「参加申し込み」や「実績報告」などの手続きを行う。
(地域集団回収等報奨制度の流れ 7・8ページを参照)

※あらかじめ参加申し込みをしていないと報奨金は受け取ることができません。

3 回収業者を選ぶ

資源物の回収業者は実施団体で選ぶことができます。

右記「回収業者選びのポイント」を参考に、長期的に付き合える良心的で信頼のおける業者を選びましょう。

回収業者が分からない場合は、インターネットや電話帳で調べたり、区役所生活環境課にご相談ください。

【回収業者選びのポイント】

- 近くに事務所があり、相談しやすい
- 回収したい資源物を取り扱っている
- 正確な計量、報告をしてくれる
- 電話等、連絡が付きやすい
- 日曜・祝日も営業している

また、効率的に回収ができるよう、近くの集団回収実施団体（ホームページでも確認できます）と同じ業者に依頼するのも良いでしょう。

4 回収品目を決める

何を回収し、どのように分別するかを回収業者と話し合う

集団回収の品目には古紙（新聞・段ボール・雑がみ）、空き缶など、さまざまなものがあります。回収業者とよく話し合って、何を回収するのか、また、どのように分別すれば良いのかははっきり決めておくようにしましょう。

5 回収の日時・方法・場所を決める

回収日は定期的に

回収日は「毎月〇日」や「第〇曜日」のように定期的実施するよう決めておくと、集団回収が定着し、各家庭でも準備してもらいやすくなります。

実情に応じた回収方法を

回収方法は大きく分けて2つあります。

- ①集積場所まで住民自らが持ち出す方法
- ②団体や回収業者が各戸をまわって回収する方法
(高齢世帯には①②を併用して回収している団体もあります)

集積場所を確保

回収車の出入りや回収品の整理でかなり広い場所が必要です。具体例として、公民館、集会所、公園などがありますが、使用する際は必ず、事前に土地の所有者や管理者の了承を得てください。また、みんなに分かりやすく、交通の妨げにならない場所を選びましょう。

集積場所を1カ所とせず、いくつかに分散する方法もあります。

6 区役所生活環境課へ届出

報奨金を受け取るには、あらかじめ参加申込書を提出する必要があります。
申し込みをしていないと報奨金を受け取ることができません。(8ページを参照)

7 みんなに周知する

チラシ、回覧板、掲示板などでPRを

より多くの地域住民に知らせることが集団回収成功のポイントです。チラシや回覧板、マンションの掲示板等を活用してください。

広報物には、日時、集積場所、回収品目はもちろん、分別方法や持ち出し方、禁忌品(出してはいけないもの)についてもあわせて記載すると良いでしょう。

校区紙リサイクルステーションの管理団体にも連絡を

参加申込書の写しを校区紙リサイクルステーションの管理団体に渡してください。校区内の資源物回収活動についての把握、広報などに使用することがあります。
※校区に校区紙リサイクルステーションがない場合は必要ありません。

8 回収はスムーズに

なるべく短時間で回収を

集団回収当日は、短時間で手際よく回収できるようにしましょう。車に積み込みやすいように品目ごとに分けて集め、それぞれを少し離して集積すると効率的に積み込みができます。

交通の妨げにならないように

車や歩行者の邪魔にならないように作業しましょう。

9 業者に引き渡し

積み込みはみんなですれば早くスムーズに終わります。
引き渡しが終わったら仕切書を受け取り、なくさないよう大切に保管してください。
地域集団回収等報奨制度の実績報告に必要です。

10 みんなへの報告とお礼を忘れずに

回収した量や売却金額、報奨金の使い道は地域の人に知らせるようにしましょう。

今後の回収量の増加にもつながります。



紙リサイクルボックス事業の進め方



紙リサイクルボックス事業は、公民館、集会所、公園など、地域の身近な場所に保管庫（紙リサイクルボックス）を設置して資源物の回収を行うもので、地域集団回収のみの実施に比べ、より多くの資源物を回収することが期待できます。

保管庫は市から貸与し、各団体で管理します。地域集団回収と同様の回収量に応じた報奨金に加えて、管理に対する報奨金を支給します。

（※管理に対する報奨金を受けるには条件があります→7ページ参照）

紙リサイクルボックス事業は、町内会、子ども会、マンション管理組合など地域が主体となって行う資源物回収活動です。（※会社・事業所を実施主体とすることはできません。）

1 設置場所を決める

紙リサイクルボックスを設置する場所を決めます。

土地の所有者・管理者の承諾が必要ですが、承諾が得られても、地理的条件などにより設置できない場合もありますので、まずは区役所生活環境課にご相談ください。

※設置する場所が公園等の公有地の場合は、市や県の所管する部署からの設置許可が必要となります。（民有地の場合は、土地の所有者・管理者に相談して承諾書をお願いしてください。）

【設置場所選びのポイント】

- ・紙リサイクルボックスを設置できる広さがある（大きさ目安として、幅・奥行がそれぞれ最大3メートル程度）
- ・車での持ち込みや古紙回収業者のトラック（2～3トン車）が近くに駐車でき、積み込みやすい。
- ・地域住民に親しまれている場所や近くに目印になる建物があるような分かりやすい場所。
- ・道路に面しているなど、見つけやすく持ち込みやすい場所。

2 必要事項を決める

回収業者、開設時間、回収する品目（古紙（必須）や空き缶など契約予定の回収業者が回収可能なもの）、鍵の管理者等、紙リサイクルボックスの管理運営に必要な事項を決めましょう。依頼する回収業者が分からない場合は、インターネットや電話帳で調べたり、区役所生活環境課にご相談ください。（回収業者選びのポイントは3ページ参照）

3 区役所生活環境課へ届出

紙リサイクルボックスを管理する団体の代表者名で区役所生活環境課に申込書を提出してください。

申し込み時には①設置場所付近の見取り図 ②設置場所平面図 ③設置許可証（公有地の場合）または承諾書（民有地の場合）が必要です。

申込書の受理後、「紙リサイクルボックス事業決定通知書」を区役所生活環境課から送付します。

あわせて、報奨金を受けるための「地域集団回収等参加申込書」を提出してください。申し込みをしていないと報奨金を受け取ることができません。（8ページを参照）

4 市が紙リサイクルボックスを設置する

紙リサイクルボックスの設置には事業の決定から1か月程度かかります。その間に、チラシや回覧板、マンションの掲示板などを利用して、紙リサイクルボックスの設置場所や開設時間などを地域のみなさんにお知らせしましょう。

5 事業を開始する

「紙リサイクルボックス事業開始届」を区役所生活環境課へ提出し、下記「紙リサイクルボックスを管理するときを守るルール」に従って管理運営してください。

資源物がある程度たまったら、回収業者に回収を依頼しましょう。すぐに回収できるとは限りませんので、1週間程度余裕をもって連絡してください。

引き渡しが終わったら仕切書を受け取り、なくさないよう大切に保管してください。地域集団回収等報奨制度の実績報告に必要です。

紙リサイクルボックスを管理するときを守るルール

(1)紙リサイクルボックス(以下「ボックス」という。)は市の財産です。大切に維持管理しましょう。また、次のようなことは認められません。

- ①ボックスを資源物回収以外の目的に使用すること。
- ②ボックスを改造すること。
- ③ボックスを第三者に転貸すること。

(2)火災防止や防犯のため、ボックスの解錠、施錠は確実にいきましょう。

(3)ボックスの古紙などがあふれることのないよう資源回収業者に回収を依頼しましょう。

(4)ボックスには、設置された町内以外の市民も古紙を持ち込むことができることとしていきますので、ご留意ください。

(5)ボックスでは、事業所から出される古紙などを回収してはいけません。

(6)ボックスを動かす必要がある場合は、必ず区役所生活環境課にご相談ください。

(7)その他ボックスの管理にあたっては、市の指示に従っていただきます。

こんな時は区役所生活環境課に届出を！

- | | | | |
|---|---|-------------------|---------------------|
| 集 | リ | 団体の名称や代表者を変更するとき | →地域集団回収等参加団体名称等変更届 |
| 集 | | 回収日時や回収品目を変更するとき | →地域集団回収回収情報等変更届 |
| | リ | 開設日時や回収品目を変更するとき | →紙リサイクルボックス利用時間等変更届 |
| | リ | 修理の依頼や設置場所を変更するとき | →紙リサイクルボックス破損等届 |
| | リ | 紙リサイクルボックスを廃止するとき | →紙リサイクルボックス事業廃止届 |
| 集 | リ | 団体を廃止するとき | →地域集団回収等参加辞退届 |

集…地域集団回収 リ…紙リサイクルボックス

・地域集団回収の届出書は福岡市ホームページからダウンロードすることができます。

福岡市 集団回収 関係様式 で検索

・紙リサイクルボックスの届出書は区役所生活環境課にてお受け取りください。



地域集団回収等報奨制度について



報奨の対象となる団体

資源物の回収を実施する町内会、子ども会、マンション管理組合など、地域主体の団体。（※会社・事業所を実施主体とすることはできません。）

報奨の対象となる資源物

- 古紙（新聞紙・段ボール・雑がみ）
- 空き缶（アルミ缶・スチール缶）
- びん類（リターナブルびん・びんケース）
- 古着・古布



報奨金の額について

報奨金は年に1回、前年1月～12月分の資源物回収量・活動実績に応じて支給します。

必ず、集団回収をはじめる前に参加申し込みをしてください。

[報奨金 一覧表]

| 報奨金の内容 | 対象団体 | |
|--|------------|----------------|
| | 地域集団回収実施団体 | 紙リサイクルボックス管理団体 |
| 1 回収量 1kg当たり 5円 | ○ | ○ |
| 2 地域集団回収の実施月 1月 2,500円 | ○ | — |
| 3 紙リサイクルボックスに対する古紙保管庫の管理経費設置場所により次の区分とします。 ①民有地の場合 年額5万円 ②公有地の場合 年額3万円 | — | ○ |

※1週間に2日以上かつ週に16時間以上開設した場合が対象です。
 ※中途から開始した場合、または途中で休止・廃止した場合は、月割りで積算します。

(例) 回収量が年間50トン、実施月数が年12月の集団回収実施団体の報奨金は…

| | |
|--------|----------------------|
| 回収額 | 5円×50,000kg=250,000円 |
| 実施月数加算 | 2,500円×12月= 30,000円 |
| 合計 | 280,000円 です |



報奨金 申請の流れ



1 参加申込書を記入し、区役所生活環境課に提出

参加申込書に必要事項を記入して、区役所生活環境課に提出してください。
(前年に参加申し込みをしている団体は、前年の実績報告書が参加申込書を兼ねていますので、あらためて申し込む必要はありません。)

後日、決定通知にて、団体コードをお知らせしますので、大切に保管しましょう。

2 集団回収の実施・仕切書の受領

回収業者が資源物を回収したら、資源物の品目・回収量が記載された仕切書(5枚綴の1、2枚目)をもらいます。

(品目・回収量の記載があれば、回収業者独自の様式の仕切書でも構いません。)

仕切書は実績報告書に添付していただきますので、大切に保管しましょう。

3 実績報告書・口座振込依頼書を記入し、区役所生活環境課に提出

実績報告書(および変更届)の様式は毎年12月頃、区役所生活環境課から団体代表者宛てに郵送します。仕切書を確認しながら、1年間(1月~12月)に回収した品目ごとの回収量やその他必要事項を実績報告書に記入してください。

①実績報告書 ②仕切書 ③口座振込依頼書 ④通帳の写し ⑤集計表

をまとめて、区役所生活環境課に提出してください。

※提出書類は、団体控えとしてコピーをとり、保管しておいてください。

※団体名や代表者が参加申し込み時から変更になっている場合は追加で変更届の提出が必要です。

各提出書類に記入した団体名と実際の口座名義、実績報告書と口座振込依頼書の記名の方法がそれぞれ一致していないと振り込みができませんのでご注意ください。

| 参加申込書 (または変更届) | 実績報告書 | 口座振込依頼書 | 通帳 | |
|-------------------|-------|---------|----|----------|
| 団体名 | 同じ | 団体名 | 同じ | 口座名義の団体名 |
| 記名 | 同じ | 記名 | | |

→ 全て一致
→ 一致

※記名とは署名、ゴム印の押印等により氏名を記載すること。

※消せるペン(消せるボールペン)は使用できません。

4 報奨金の支給(口座振込)

報奨金は、口座振込依頼書に記入された口座に振り込みます。(3月予定)

実績報告書や仕切書の団体控の内容をチェックして、入金された金額に間違いがないかご確認ください。

資源物の出し方

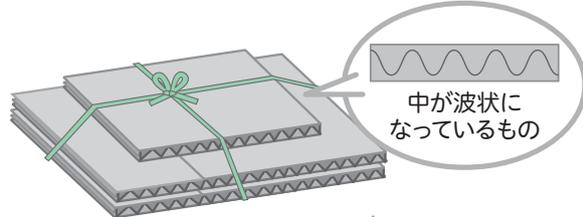
古紙

下の3つに区分して紙ひもなどで十字にしばってください。

●新聞 (折り込みちらしを含む)



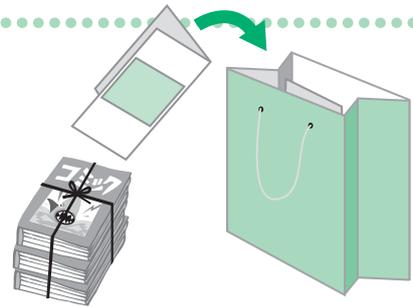
●段ボール (中が波状になっているもの)



●雑がみ (雑誌・紙箱・封筒など)

- ・雑誌などの大きな雑がみはまとめてしぼる
- ・小さな雑がみは紙袋などに入れて散らばらないようにする

※ティッシュ箱の取り出し口や封筒の窓などのビニールは取り除く

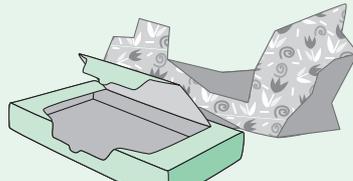


こんなものが雑がみです

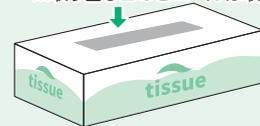
●パンフレット・書籍



●紙箱・包装紙 (お菓子・贈答品)



※取り出し口のビニールは取り除く



●ティッシュの箱

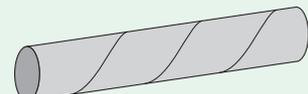
※窓つき封筒のビニールは取り除く



●はがき・封筒



●投函されたチラシ



●紙の芯

ラップ・アルミ・トイレットペーパーなどの

●出してはいけない「^{きん き ひん}禁忌品」

禁忌品は、紙の原料にならず、古紙を再生するときの障害になり、混ぜるときれいな紙ができません。禁忌品を取り除いて出しましょう。

紙

- 窓のついた封筒 (窓の部分のセロハンなどを取り除けばリサイクル可)
- ビニール加工紙 ●布張りの紙 ●紙コップなどのワックス加工紙 ●油紙
- カーボン紙 ●絵の具やクレヨンで描いた画用紙 ●金・銀箔紙 ●合成紙
- 防水加工紙 ●感熱紙 ●においのついた紙 ●写真

紙以外のものがついていたら取り除いて!

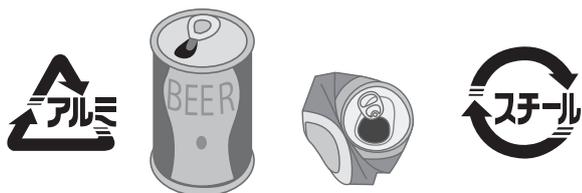
- 金属クリップ類 ●ビニール ●布製品 ●粘着テープ類 (ガムテープ、セロハンテープ、紙テープなど) ●CD・DVDなどの付録

※掲載している各資源物の出し方はあくまで一般的な事例です。
 ※回収業者によって取り扱う品目が異なりますので、必ず事前に回収業者に確認して、
 地域のみなさんに周知しましょう。

空き缶

飲料用のアルミ缶、スチール缶で
 中身が入っていないもの

軽く水ですすぐか布などでぬぐう



※アルミ缶はできるだけつぶしておく

〈回収できないもの〉

- 18リットル缶などの大きな缶

びん類

一升びん、ビールびんなどのびんで中身の
 入っていないもの、およびそのケース

中を水ですすぐ



〈回収できないもの〉

- ワンウェイびん
 (リターナルびんでないガラスびん)
- 割れていたり、欠けているもの

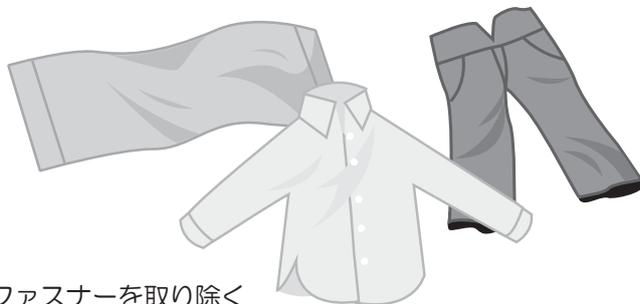
古着・古布

洗濯して乾かしたもの

- シャツ ○ ジャケット ○ スーツ
- デニム ○ Tシャツ ○ コート など

袋に入れて持ち込む

衣類のボタンやファスナーはついたままで回収可
 タオル、シーツは50cm×50cm以下に裁断し、ファスナーを取り除く



〈回収できないもの〉

- 汚れやにおいがひどいもの（泥、油、ペンキで汚れたもの、ペット用に使ったタオル）
- 下着類（パンツ・靴下・布おむつ） ●布団、座布団、枕
- カーテン、絨毯、カーペット など

リサイクルする際に大切なのは、きちんと分別をすることです。

出してはいけない物（禁忌品）が混ざっていると再生品に不良が生じ、正しく分別されていた物まで処分しなくてはいけなくなります。

また、異物の混入は機械の故障の原因となるため、分別ができていないと判断された場合は回収してもらえないこともあります。

地域全体で分別ルールの周知と徹底を心がけましょう。

団体名

団体コード

回収業者名

連絡先

こんな時は区役所生活環境課に届出を！

- 集 リ 団体の名称や代表者を変更するとき →地域集団回収等参加団体名称等変更届
- 集 回収日時や回収品目を変更するとき →地域集団回収回収情報等変更届
- リ 開設日時や回収品目を変更するとき →紙リサイクルボックス利用時間等変更届
- リ 修理の依頼や設置場所を変更するとき →紙リサイクルボックス破損等届
- リ 紙リサイクルボックスを廃止するとき →紙リサイクルボックス事業廃止届
- 集 リ 団体を廃止するとき →地域集団回収等参加辞退届

集…地域集団回収 リ…紙リサイクルボックス

| 問い合わせ先 | 電話番号 | ファクス番号 |
|----------|----------|----------|
| 東区生活環境課 | 645-1024 | 632-8999 |
| 博多区生活環境課 | 419-1070 | 441-5603 |
| 中央区生活環境課 | 718-1092 | 718-1079 |
| 南区生活環境課 | 559-5101 | 561-5360 |
| 城南区生活環境課 | 833-4087 | 822-4095 |
| 早良区生活環境課 | 833-4343 | 841-6687 |
| 西区生活環境課 | 895-7054 | 882-2137 |